

2007年11月8日
(平成19年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

介護保険料の賦課、徴収及び滞納処分事務に係るコンピュータ処理について（答申）

2007年10月31日付けで諮問（第276号）された介護保険料の賦課、徴収及び滞納処分事務に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号）第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

介護保険の財源は、65歳以上の者（第1号被保険者）及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者（第2号被保険者）に納めてもらう保険料と、公費である。保険者である市町村は、第1号被保険者に対し、特別徴収（年金からの天引き）または普通徴収（納付書または口座振替による自主納付）の方法で介護保険料の賦課徴収を行い、適正な財源確保に努めている。

介護保険料の特別徴収については、介護保険法第134条及び第136条により、社会保険庁長官（特定年金保険者を含む）又は地方公務員共済組合連合会を經由して行う旨が定められており、現在は藤沢社会保険事務所又は地方公務員共済組合連合会と、郵送又は訪問により磁気媒体を授受し、特別徴収にかかる情報交換業務を行っている。

しかし、平成18年6月に公布された「健康保険法等の一部を改正する法

律」により，平成20年4月から，特別徴収にかかる情報交換業務を，政令で定めるところにより国民健康保険団体連合会（本市の場合は神奈川県国民健康保険団体連合会。以下「連合会」という。）を経由して行わなければならないことになった。

また，同じく「健康保険法等の一部を改正する法律」により，平成20年4月から，現行の介護保険料に加え，国民健康保険料及び後期高齢者医療の保険料についても年金からの特別徴収が行われることとなり，介護保険同様，特別徴収にかかる情報交換業務を連合会を経由して行わなければならないことになった。

現在介護保険課には，受給者台帳等を連合会に伝送するための「介護保険保険者伝送支援システム」が導入されており，既に連合会とデータを授受するための端末・回線が設置されている。（2004年（平成16年）1月30日藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第122号により承認済み。）

特別徴収にかかる連合会との情報交換業務については，厚生労働省から，介護保険料，国民健康保険料及び後期高齢者医療の保険料の市町村窓口を一本化することが指示されており，端末を使用した伝送または郵送により情報交換を行う必要がある。

このことから，既設の「介護保険保険者伝送支援システム」の伝送端末を使用して，特別徴収にかかる情報交換業務を行うことについて，藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) コンピュータ処理する必要性

主に次の3点の理由から，特別徴収にかかる情報交換業務をコンピュータにより処理したい。

ア 現在年金保険者と直接行っている情報交換業務を，連合会等を経由して行わなければならないため，情報交換の手法を問わず，データ授受に今までより日数がかかるようになる。郵送による情報交換ではさらに日数がかかってしまい，情報交換後の作業に支障があるため。

イ 情報交換業務に伝送を利用し，専用ネットワークの使用・データの暗号化などのセキュリティを強化することで，郵送より安全性が高くなるため。

ウ 情報交換業務を介護保険課既存の伝送端末・回線を使用することにより，コストがかからないため。

(3) コンピュータ処理する個人情報

データレコードに収録する情報

ア レコード区分 イ 市町村コード ウ 特別徴収義務者コード
エ 通知内容コード オ 作成年月日等（予備）
カ 基礎年金番号・年金コード キ 生年月日 ク 性別

データを消去する。

なお、伝送端末にはデータを保存しない。

オ 日常的な安全対策

「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守する。

なお、連合会では「神奈川県国民健康保険団体連合会個人情報保護規則」が制定されており、個人情報の保護や適正な取扱いに努めている。

(7) 実施時期

平成19年11月下旬

(8) 提出資料

ア 介護保険法新旧対照表 抜粋

イ 厚生労働省事務連絡 抜粋

ウ 特別徴収の基本的な事務の流れ

エ 特別徴収に係る情報交換の内容

オ 特別徴収に係る情報交換で収録する内容

カ システム構成図

キ 藤沢市コンピュータシステム管理運営規程

ク 神奈川県国民健康保険団体連合会個人情報保護規則

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理をする必要性について

特別徴収にかかる情報交換業務については、法律により連合会を経由して行うこととされていること及び厚生労働省から介護保険料、国民健康保険料及び後期高齢者医療の保険料の市町村窓口を一本化することが指示されていることから、端末を使用した伝送または郵送により情報交換を行う必要がある。

この点、第1に現在年金保険者と直接行っている情報交換業務を、連合会等を経由して行わなければならないため、情報交換の手法を問わず、データ授受に今までより日数がかかるようになるが、郵送による情報交換ではさらに日数がかかってしまい、情報交換後の作業に支障があること。第2に情報交換業務に伝送を利用し、専用ネットワークの使用・データの暗号化などのセキュリティを強化することで、郵送より安全性が高くなること。第3に情報交換業務を介護保険課既存の伝送端末・回線を使用することにより、コストがかからないこと。以上の点を考慮すると、郵送よりも端末を使用した伝送の方が個人情報の保護に適い、かつ合理的である。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理をする必要性が認められる。

(2) 安全対策について

ア データの伝送方法について

連合会との専用ネットワークを使用し、外部からのアクセスを許可せず、個人情報漏洩を防止する。また、送受信の際は、連合会から提供された伝送通信ソフト（年金特徴版）を使用することにより、データを暗号化し容易に解読できなくするなど、セキュリティを強化する。

イ 端末（既存）に係る操作者の制限

端末起動時及びスクリーンセーバー解除時にIDとパスワードを設定し、操作者を限定することにより、介護保険課担当職員以外の不正アクセスを防止する。

ウ 伝送通信ソフト（年金特徴版）に係る操作者の制限

システムログイン時にIDとパスワードを設定し、操作者を限定することにより、介護保険課資格・保険料担当職員以外の不正アクセスを防止する。

エ 磁気媒体（MO）の管理について

伝送端末と藤沢市介護保険システムの情報交換で使用した磁気媒体（MO）は、送受信後に介護保険課の施錠可能なキャビネットにて1ヶ月間保管後、データを消去する。

なお、伝送端末にはデータを保存しない。

オ 日常的な安全対策

「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守する。

なお、連合会では「神奈川県国民健康保険団体連合会個人情報保護規則」が制定されており、個人情報の保護や適正な取扱いに努めている。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以 上